

令和 8 年度大阪港湾局販売促進課金属くず等売払仕様書

本仕様書は、1.に記載する売払物品の売払いに関するものである。本売払契約に関して、公告事項及び本仕様書の内容を熟知し、大阪市契約規則、その他関係法令を遵守すること。

1. 売払物品及び保管場所

品名	数量	場所、形状
金属くず等	1 山	大阪市住之江区南港北 2－5、 有姿のまま（別紙 1 参照）

※本売払物件は、別紙保管場所の金属くず等とする。

2. 物品の下見日時及び下見集合場所

（下見の日時）令和 8 年 9 月 1 5 日（火） 1 4 時～1 7 時

【※下見時間は下見エントリー後に、個別に日程調整を行います】

（下見の場所）大阪市住之江区南港北 2－5

3. 物品の引取期限

令和 8 年 1 0 月 2 0 日（火）までとし、期間内に必ず引取りを完了すること。

なお、期限までに引取りを完了しない時は、契約約款に基づき延滞違約金を徴収する。

4. 物品の引取作業及び日程

- 1) 物品の引取については、代金納入後、本市職員の承認を得てから引取作業を行うこと。
また、物品引取後、物品受領書を速やかに提出すること。
- 2) 引取作業及び日程については、事前に本市職員と詳細な打合せを行い、その指示を受けるとともに、指示のあった引取日の前日までに、確認のため、本市職員へ必ず連絡すること。連絡のない場合には、引取を拒否することがある。
- 3) 引取時間は、平日の午前 10 時から午後 5 時までとする。
- 4) 引取に際しては、契約者が必ず立会すること。なお、立会なき場合は、引取を拒否することがある。
- 5) 引取作業に際しては、安全対策に万全を期すこと。万が一、本市又は第三者に損害等を与えた時は、契約者においてその損害を賠償すること。また、引取作業中に発生した事故等については、全て契約者の責任において処理すること。
- 6) 物品の引取に要する費用等は全て契約者の負担とする。
- 7) 本売払物件については、全て引取るとともに責任をもって処理し、不法投棄は一切行わないこと。

5. その他

- 1) 本売払契約に関しては、大阪市契約規則、物品売払契約書その他関係法令を守り、本仕様書記載事項を確認のうえ入札を行うこと。

疑義のある場合は必ず入札前にこれをただし、落札決定後の異議申し立ては本仕様書について疑義のある場合は必ず入札前にこれをただし、落札決定後の異議申し立ては一切認めない。

- 2) 契約後においては事情の如何を問わず契約金額及びその内容の変更を一切認めない。
- 3) 本売却契約後の物品の保管については、契約者の責任とし、その物品については災害、盗難などによる事故が発生しても、本市はその責任を一切負わないものとする。
- 4) 契約者の責任に基づく理由により引取を中止した場合は、本市契約規則第 40 条及び第 61 条を適用し、契約保証金は本市に帰属するものとする。

6. 事業担当

大阪港湾局 開発部 販売促進課 久米・上野

TEL 06-6615-7797

- [illegible]



■保管状況写真（R8.5月撮影）

①全景



②



③



特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、本契約について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（大阪港湾局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（大阪港湾局総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

（不適正要求等の報告）

第6条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の大阪港湾局企画部業務改革課（連絡先 06-6615-7727）に報告しなければならない。

（発注者：大阪市 受注者：請負者）